



第 2790 地区の地区補助金（D G） 募集要項

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団委員会 地区補助金委員会

国際ロータリー第2790地区では、以下のように2019-20年度に使用する地区補助金要項を定めています。

■クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

■クラブ以外の参加資格

地区委員会、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）が地区補助金を申請する場合は、上記クラブの参加資格の要件を満たしていなければなりません。クラブ以外の参加者は、クラブとみなしてこの要項を適用します。但し、2019-20年度は、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関係の委員会が参加資格を得ていれば、参加資格を認めることに取り扱います。

■申請期日等

提案書相談時期	相談期間 2019 年 3 月 31 日まで随時
申請書提出期間	2019 年 3 月 1 日～3 月 31 日締切り（当日消印有効）
審査期間	2019 年 4 月 1 日～2019 年 4 月 14 日
交付期間	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2019 年 7 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後 1 カ月以内 最終期限は 2020 年 4 月 30 日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的 重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生の留学奨学金の支給は、地区に個別で相談して 下さい。
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条 件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の具体例

第2790 地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね5年間に1回申請することが出来ることとしています。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんでした。未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められる飲食に関する費用については、適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格でしたが、認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です（単なる娯楽的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団(TRF)の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第2790地区では不適格としています。

■申請書作成の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書（様式311）と、同申請書のExcelファイルの両方を提出します。紙の書類にはプロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送して下さい。Excelファイルの申請書はガバナー事務所ホームページの地区委員会（http://www.rid2790.jp/2018/iinkai/z_hojo.html）からダウンロードし、奉仕プロジェクト委員会にメールで提出します。メールアドレスは「2790dgrants@gmail.com」です。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。

地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

DDFの配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の50%を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。1クラブに配分するDDFは、基本的に30万円を上限とします。また、2019-20、2020-21年度に限定して、人道的国際奉仕に対して優先枠（30%）を設けました。人道的国際奉仕事業への配分は60万円を上限とします。ただし申請数、事業内容によって配分額が減額される可能性があります。

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

また、申請が全体の予算を上回った場合、前年度の寄付の実績に応じ一部削減する場合があります。

（例：前年度年次基金への寄付実績1人当たり99ドル以下×0.8倍、100～149×0.9倍、150ドル以上×1倍）

注意事項：来年度より試験的に人道的国際奉仕に補助金の増額を致します。申請が全体の予算を上回事も予想されます。その場合、一律または、一部のプロジェクトに対し補助額を減額する場合があります。